不利益処分の処分基準

処分の内容		緊急の場合の認定業者に対する生活環境の保全上の支障の除去等の費用負担
根拠法令及び条項		廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１９条の７第４項
所管部課係名		市民生活部環境課生活環境係
処分基準	関係条項	
	基準（未設定の場合はその理由）	法第１９条の７第４項の規定による。 第１９条の７ ４　市町村長は、第１項（第４号に係る部分に限る。）の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じた場合において、第１９条の４の２第１項各号のいずれにも該当すると認められるときは、当該支障の除去等の措置に要した費用の全部又は一部について、環境省令で定めるところにより、当該認定業者に負担させることができる。この場合において、当該認定業者に負担させる費用の額は、当該一般廃棄物の性状、数量、収集、運搬又は処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。
	参考事項	
	設定等年月日	平成２７年４月１日設定（平成２８年９月１６日最終変更）